提出意見及びこれに対する県の考え方

■意見内容の概要(対象区分) : 1 申請書類に関するもの ■県の考え方の概要(対応区分): A 既に案に反映しているもの

B 今後の施策の参考とするもの

C 案に反映できないもの D その他 (質問)

	対象 区分	意見要旨	対応 区分	県の考え方
1	1	第3号様式の職員名簿には、職名欄にすでに「館長」と記載されているが、必ずしも博物館の長が「館長」とは限らない。 園長の場合や所長、センター長、名誉●●長など館長以外の場合も想定されるので、あらかじめ「館長」を記載する必要はないと思われます。 ご再考ください。		いただいたご意見については、次の理由により、改正案に反映できませんが、ご意見として承ります。 改正博物館法第4条第1項に「博物館に、館長を置く」と規定されていることから、様式において館長を記載するものとしています。なお、館長については、館の運営に関して判断と意思決定をできる者であれば、個別の施設における固有の職名の如何は問いません。
2	1	意見:博物館の登録等に関する規則(改正案)の第3条第3項の「学芸員の資格」は「学芸員の資格等」とすべき可す。理由:原案の「学芸員」が学芸員資格を有する者だとを目指してある者では、現職にあった経典を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を	С	いただいたご意見については、次の理由により、改正案に反映できませんが、ご意見として承ります。 改正博物館法第4条第3項に「博物館に、専門的職員として学芸員を置く」と規定されていることから、学芸員の配置は必要です。 学芸員の配置は必要です。 学芸員その他の職員の配置が、県で定める基準を満たしているものであることを確認するため、規則により「学芸員の資格を証する書類は、「学芸員の資格を証する書類は、「学芸員の資格を証する書類等」の「等」により定めており、ご意見のとおり修正した場合であっても、提出を求める書類は変わりません。